

保 医 発 0930 第 3 号
令 和 8 年 9 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

選定療養の対象とするプログラム医療機器について

標記について、以下のとおり令和8年10月1日から新たに選定療養の対象とする
ので通知する。

記

1. 選定療養の対象とするプログラム医療機器
販 売 名 : ENDEAVORRIDE（エンデバーライド）
製造販売業者：塩野義製薬株式会社
2. 選定療養の対象とする使用目的・使用方法等
小児期における注意欠如多動症（ADHD）の治療補助における、3回目以降
の使用